

議案第 129 号
令和 4 年度宝塚市特別会計介護保険事業費補正予算（第 3 号）

資料 2 高額介護サービス費の処理方法変更の詳細

高額介護サービス費の算定については、国民健康保険団体連合会に処理を委託していますが、今年度中に、市業務システム内での処理に変更する予定です。この変更により、介護サービスの利用から高額介護サービス費の支給までの期間を短縮することが可能になります。

現在サービスの利用があった月から 6 か月後に高額介護サービス費を支給しているところ、変更後は、サービスの利用があった月から 4 か月後に支給することとなります。

支給期間の短縮を実施した初回は、本来予定していた支給分（6 か月前の利用に対する支給）に加え、短縮した 2 か月分（5 か月前・4 か月前の利用に対する支給）の高額介護サービス費を同時に支給することとなることから、前倒しで必要となる 2 か月分相当額を増額しようとするものです。